

最高裁秘書第1218号

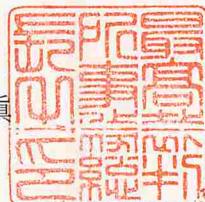
令和3年4月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、名古屋地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

名古屋簡裁事務官星野佳彦（令和2年8月4日懲戒免職）に対する懲戒処分書、処分説明書及び被処分者の受領書

(2) 苦情の申出がされた日

令和2年10月14日付け（同月15日受付）

2 答申番号

令和2年度（情）答申第38号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）